

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	3-1	資料番号	52	担当課	消防防災安全課
				許認可等の内容		電気工事業の登録	
○電気工事業の業務の適正化に関する法律 (昭和四十五年五月二十三日法律第九十六号) (登録) 第三条 電気工事業を営もうとする者(第十七条の二第一項に規定する者を除く。第三項において同じ。)は、二以上の都道府県の区域内に営業所(電気工事の作業の管理を行わない営業所を除く。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとするときは経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置してその事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 2 登録電気工事業者の登録の有効期間は、五年とする。 3 前項の有効期間の満了後引き続き電気工事業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。 4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 (登録の申請) 第四条 前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の事項を記載した登録申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類 三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名 四 第十九条第一項に規定する主任電気工事士の氏名(同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)並びにその者が交付を受けた電気工事士免状の種類及び交付番号 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。 (登録の実施) 第五条 経済産業大臣又は都道府県知事は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を登録電気工事業者登録簿に登録しなければならない。							

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

資料番号	5 2	担当課	消防防災安全課		
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	3-1	許認可等の内容	電気工事業の登録
<p>(登録の拒否)</p> <p>第六条 経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 この法律、電気工事士法第三条第一項、第二項若しくは第三項又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者二 第二十八条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第二十八条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの四 第二十八条第一項又は第二項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの五 法人であつて、その役員のうちの前四号の一に該当する者があるもの六 営業所について第十九条に規定する要件を欠く者 <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p> <p>(主任電気工事士の設置)</p> <p>第十九条 登録電気工事業者は、その一般用電気工作物に係る電気工事（以下「一般用電気工事」という。）の業務を行う営業所（以下この条において「特定営業所」という。）ごとに、当該業務に係る一般用電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であつて第六条第一項第一号から第四号までに該当しないものを、主任電気工事士として、置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">2 前項の規定は、登録電気工事業者（法人である場合においては、その役員のうちいずれかの役員）が第一種電気工事士又は電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する第二種電気工事士であるときは、その者が自ら主としてその業務に従事する特定営業所については、適用しない。3 登録電気工事業者は、次の各号に掲げる場合においては、当該特定営業所につき、当該各号の場合に該当することを知つた日から二週間以内に、第一項の規定による主任電気工事士の選任をしなければならない。<ol style="list-style-type: none">一 主任電気工事士が第六条第一項第一号から第四号までの一に該当するに至つたとき。					

(様式 5)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	5 2	担当課	消防防災安全課
法令名	電気工事業の業務の適正化に関する法律	根拠条項	3-1	許認可等の内容	電気工事業の登録	
<p>二 主任電気工事士が欠けるに至ったとき (前項の特定営業所について、第一項の規定が適用されるに至った場合を含む)。</p> <p>三 営業所が特定営業所となったとき。</p> <p>四 新たに特定営業所を設置したとき。</p> <p>○電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則 (昭和四十五年十月三十日通商産業省令第百三号) (登録の申請)</p> <p>第二条 法第四条第一項の規定により法第三条第一項または第三項の登録の申請をしようとする者は、様式第一または様式第二による申請書を、二以上の都道府県の区域内に営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは経済産業大臣 (電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令 (昭和四十五年政令第三百二十七号。以下「令」という。) 第二条第一項に規定する者にあつては、その者の営業所の所在地を管轄する産業保安監督部長。以下同じ。) に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設置して電気工事業を営もうとするときは当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録申請者が法第六条第一項第一号から第五号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>二 主任電気工事士が法第六条第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>三 主任電気工事士が登録申請者の従業員であることを証する書面</p> <p>四 主任電気工事士及び法第十九条第二項の場合においては同項の規定に該当する者 (以下「主任電気工事士等」という。) が、第一種電気工事士である場合はその者が第一種電気工事士免状の交付を受けていることを証する書面、第二種電気工事士である場合はその者が第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し三年以上の実務の経験を有する者であることを証する書面</p> <p>五 登録申請者が法人である場合にあつては、その法人の登記事項証明書</p>						